

第1章 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 一般廃棄物処理計画の策定について

(1) 一般廃棄物処理計画策定の法的根拠

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村に策定が義務づけられている計画です。計画には、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区域内の一般廃棄物の発生量等の見込みや排出抑制の方策、分別の種類等を定めるものとされています。

なお、計画策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」などに沿って策定されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋、基本計画に係る条項）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物処理法」及び「糸満市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき策定するものです。

策定にあたっては、本市の総合計画やその他関連計画と整合を図りつつ、ごみ処理及びし尿処理を共同で実施している南部広域行政組合（構成市町：本市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町）管内の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとして策定します。

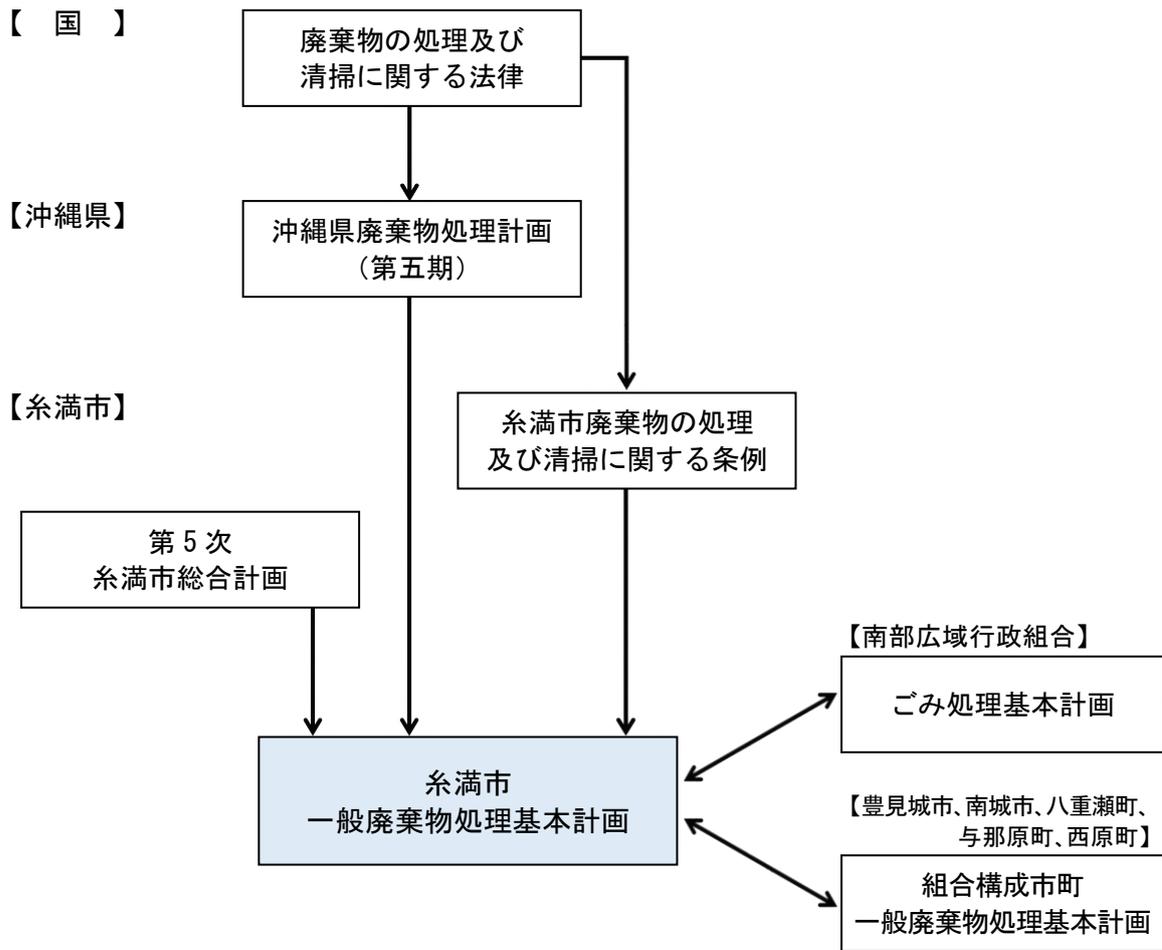


図 1-1 糸満市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ（概要図）

(3) 一般廃棄物処理計画の構成及び内容

一般廃棄物処理計画は、「長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）」と「基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）」から構成されています。また、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、市民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画等を明確にし、市町村はこれに基づき一般廃棄物の処理を行っていくものとしています。

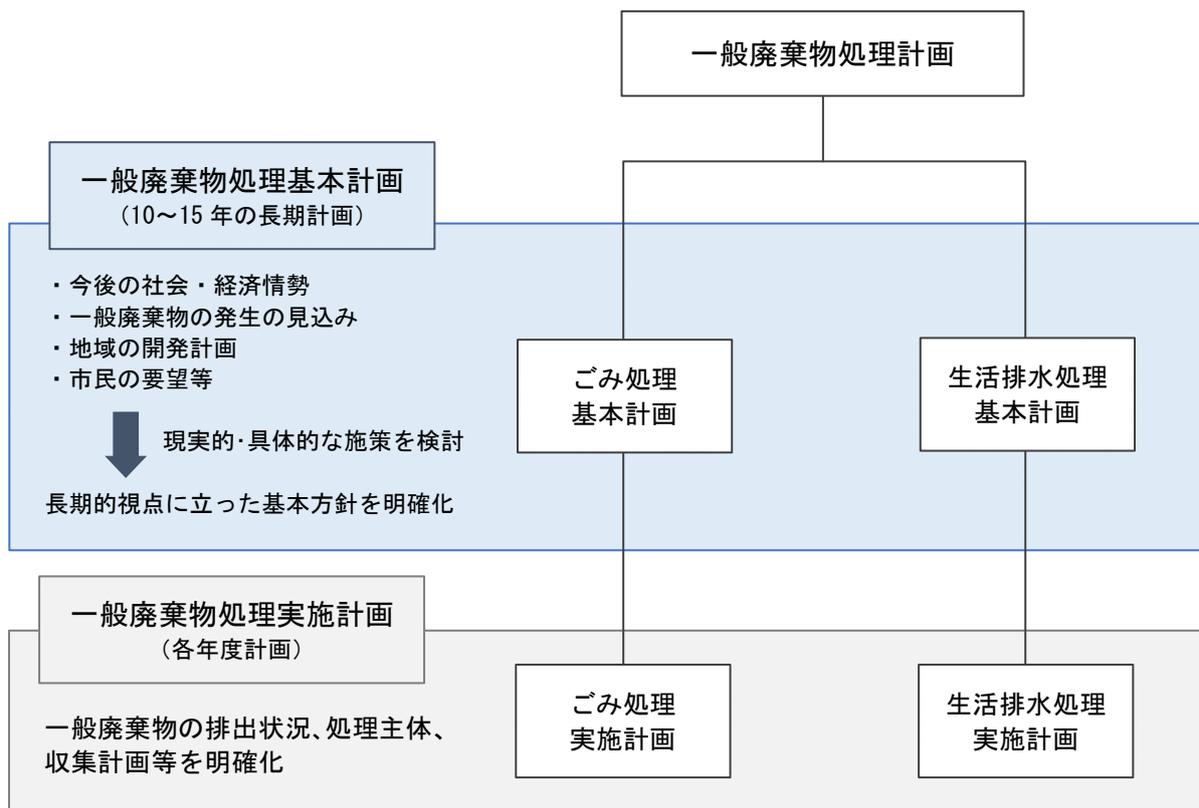


図 1-2 一般廃棄物処理計画の構成

2. 糸満市一般廃棄物処理基本計画の適用範囲

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、糸満市全域とします。

(2) 対象となる廃棄物

糸満市内で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。なお、その対象は、本市及び南部広域行政組合において処理する廃棄物はもとより、本市以外の者に委託して処理する一般廃棄物も対象とします。

3. 糸満市一般廃棄物処理基本計画の目標年度

本計画は令和6年度を初年度とし10年後の令和15年度を目標年度とします。

令和15年度における本市と周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年度に理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指します。

また、本計画は計画期間において、おおむね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。



図 1-3 糸満市一般廃棄物処理基本計画の目標年度

4. 糸満市一般廃棄物処理基本計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、基本計画の策定・改定（Plan）、施策の実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）からなるPDCAサイクルにより継続的に行っていきます。

(1) 基本計画の策定・改定（Plan）

一般廃棄物の排出抑制、循環利用及び適正処理等の実現に向けて一般廃棄物処理基本計画の策定・改定を行います。

(2) 基本計画に基づく施策の実施（Do）

一般廃棄物処理基本計画に基づき、各種施策に取り組んでいきます。

(3) 基本計画の評価（Check）

各種施策の実施状況、目標の進捗・達成状況等の確認、評価を行います。

(4) 基本計画の見直し（Action）

確認、評価を踏まえておおむね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うものとします。

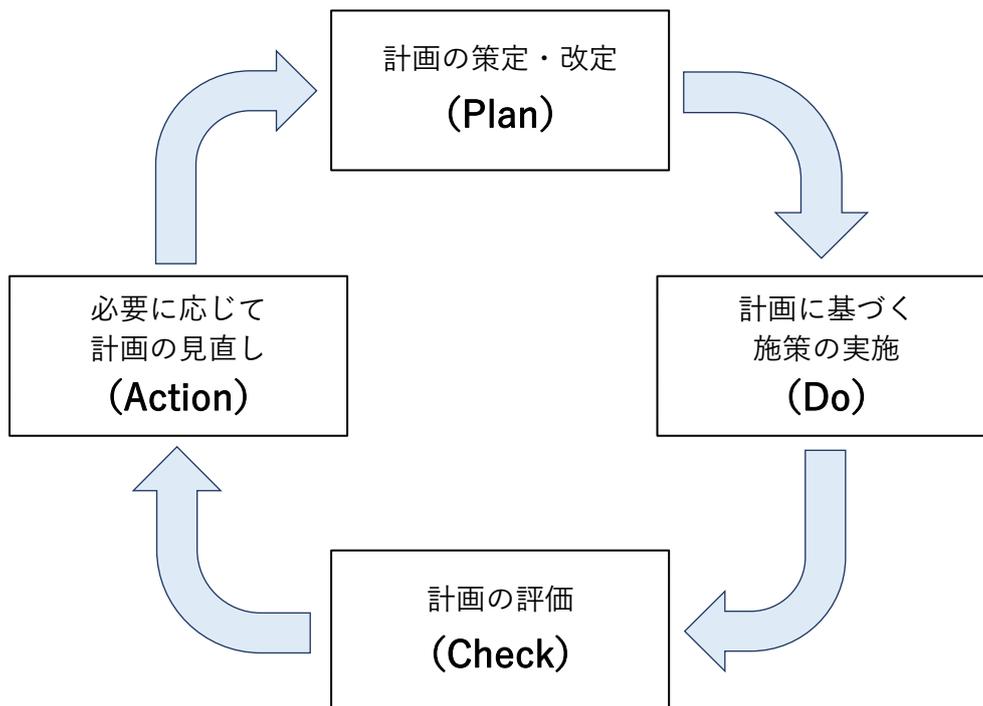


図 1-4 PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

5. 糸満市の一般廃棄物処理に係る基本方針

(1) ごみ処理基本方針

本市は、これまで「循環型社会」の構築に向けて取り組んでおり、今後も施策を継続し、ごみの発生抑制（リデュース）、製品等の再使用（リユース）に努め、資源として再生可能なものについては再生利用（リサイクル）を図るいわゆる「3R」を推進します。

今後のごみ処理に関する基本方針を以下のように定め、ごみの排出抑制及びごみの適正処理に向けて積極的に行動します。

糸満市のごみ処理に関する基本方針

①ごみの排出抑制の推進

行政・市民・事業者が協働し、それぞれの責任と役割分担の下に、ごみの排出抑制に取り組めます。

②再生利用(リサイクル)率の向上

分別の徹底を呼びかけるとともに、資源ごみの抜き取り行為の防止を図り更なるリサイクルに努めます。

③ごみの適正処理

リサイクル等の循環的利用が困難なごみについては、適正な処理・処分を行い、野焼きや不法投棄等の防止に努めます。

④普及・啓発の推進

市民1人1人がごみの排出抑制やリサイクルの推進、不法投棄の防止等の意識を高めるよう普及・啓発に努めます。

(2) 生活排水処理基本方針

本市では、快適な生活環境の維持・向上と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道及び農業集落排水施設の整備推進、合併処理浄化槽の設置を促進しているところです。

生活排水の適正処理については、市民の理解と協力が不可欠であり、特に生活雑排水の直接排水に関しては公共用水域の水質汚濁に繋がることから、市民への意識啓発は重要となってきます。

今後も公共下水道及び農業集落排水施設の整備推進と当該施設への接続の促進を行っていくものとし、下水道等の整備が困難な地域については、合併処理浄化槽への切り替えを促進していきます。また、浄化槽設置世帯に対しては、浄化槽を適正に管理していただくように周知を図っていきます。

糸満市の生活排水処理に関する基本方針

①施設整備の推進

公共下水道や農業集落排水処理区域については、その整備を推進していきます。

②公共下水道等への接続促進

公共下水道や農業集落排水処理区域（整備済み地域）については、当該施設への接続を促進していきます。

③合併処理浄化槽への切り替え促進

公共下水道等処理区域外においては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進していきます。

④浄化槽の適正管理の啓発

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽設置世帯に対し、浄化槽の適正管理を啓発していきます。